

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿

警察庁乙官発第5号
平成31年3月28日
警察庁次長

水上警察旗制式の制定について

標記のことについては、明治32年7月25日内務省訓令第27号をもって水上警察旗製式が定められ、その後昭和18年消防をも含む旨の一部改正が行われた。戦後警察消防制度は改変されたが、各都道府県警察はこの内務省訓令に概ね準拠して、その使用船に旗を掲げてきている。しかし、この訓令に定める旗がやや大きすぎるためもあって、各都道府県警察それぞれ不齊一な大きさになっている傾向にあり、あるいは単に旭日章のみの旗を用いているところもある。水上警察の船舶も漸次拡充されつつある最近の傾向にかんがみ、この機会に制式を明確にする必要があるため、別添の国家公安委員会告示をもって、水上警察旗制式を定めた（3月1日付官報登載）。新制式は、根本制式においてはこの際特に変更すべき理由が認められないので、従前の内務省訓令を踏襲し、寸法を大、中、小の3種に分類し、メートル法によったものであるから、左記事項に留意し、適用上遺漏のないようにされたい。

記

1 水上警察旗を掲げなければならない船舶及び端舟は、警察庁及び都道府県警察の所有船及び借上船である。ただし、犯罪捜査その他水上警察旗を掲げることが職務遂行上支障があるときは掲げなくてもよい。

2 掲げる箇所

船舶は、国旗、所属旗、会社旗、信号旗等種々の旗を掲げるのであるが、掲げる箇所については、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第43条に「船舶ハ左ノ場合ニ於テ国旗ヲ後部ニ掲クヘシ」となっており、国旗を掲げる場合は、後部と定められているが、その他の旗の掲げる場所については、別段の規定がなく、慣習あるいは官庁又は会社の内部規定によるものが多い。水上警察旗の掲げる箇所についても、一定の基準を設けておくことが取扱上便利であるため、次によることとした。

警察で使用する船舶は、平水区域で使用するものが大部分であるため、船舶法施行細則第43条各号に掲げる場合に通常該当しないので、水上警察旗は、船尾旗竿に掲げるものとする。但し船尾旗竿のない場合、又は特に船尾旗竿に国旗の掲げる必要がある場合には、前部マストその他旗の掲揚装置のある場所とする。

3 旗の寸法については、大、中及び小の3種類を規定したのであるがこれらの使用区分は、概ね次の基準によることとした。

大 全長20メートル以上の船舶に掲げる場合及び全長10メートル以上の船舶の船尾旗竿に掲げる場合。

中 全長10メートル未満の船舶及び端舟の船（舟）尾旗竿に掲げる場合。

小 全長20メートル未満の船舶が、船尾旗竿以外の場所に掲げる場合。

4 従前に作製した水上警察旗で寸法において若干異なるだけで根本の制式に反しないものは、前項の使用区分の基準に従って使用して差支ない。

新たに作製する場合旗の着地は、旗布（バンチング毛織物の一種）又はナイロンとされたい。

【継続措置状況】

初回発出日：昭和31年3月2日

（有効期間：平成31年3月31日）

国家公安委員会告示第一号

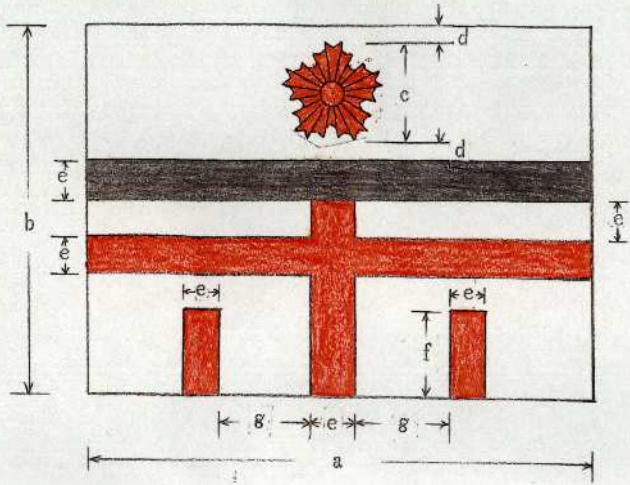
水上警察旗の制式を次のように定め、昭和三十一年三月一日から適用する。

昭和三十一年三月一日

国家公安委員会委員長 大麻 唯 男

水上警察旗制式

警察庁及び都道府県警察が使用する船舶及び端舟に掲げる水上警察旗の制式は、次のとおりとする。



1. 地色 白
2. 日章 日は白色。光線は赤色とし、黒線の縁をつける。
3. 線 最上位の横線は黒色とし、その他の線は赤色とする。
4. 寸法 単位 センチメートル

	a	b	c	d	e	f	g
大	112.0	80.0	22.4	3.2	8.0	19.2	20.8
中	84.0	60.0	16.8	2.4	6.0	14.4	15.6
小	56.0	40.0	11.2	1.6	4.0	9.6	10.4